

福島県特別高圧電力利用事業者支援事業に係る
受付等事務処理労働者派遣業務委託

一般競争入札
入札説明書

令和8年2月
福島県商工労働部

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件「福島県特別高圧電力利用事業者支援事業に係る受付等事務処理労働者派遣業務」に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県

代表者 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア 件名 福島県特別高圧電力利用事業者支援事業に係る受付等事務処理労働者派遣業務

イ 派遣人数 1名

ウ 派遣労働者1名当たりの業務従事予定時間数

438.75時間（65日×6.75時間）

(2) 業務の内容、派遣人数等

福島県特別高圧電力利用事業者支援事業に係る受付等事務処理労働者派遣業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

令和8年4月27日（月）から令和8年7月31日（金）まで

(4) 履行場所

福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 福島県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 福島県内に本社又は営業所等を有し、かつ、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づいた労働者派遣事業の許可を受けている者であること。ただし、平成27年9月30日以前に一般労働者派遣事業の許可を受け

ている者を含む。

- (6) この公告の日から過去5年以内において、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人の会計事務（補助金等の事務をいう。）について、当該事務処理業務に係る労働者を派遣し、当該業務に係る請負について、業務実施に際し外部機関（出張等を含む）での業務遂行等を含む契約を受託した実績がある者であり、これらを全て誠実に履行（契約履行中のものは含まない）した事を証明できる者であること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの付与その他個人情報又は情報資産の取扱いが適切であることについて第三者機関の認定等を取得している者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に次に示す書類を添付して、下記5の（1）に示す場所に郵送（メール便その他これに類する方法を含む。以下同じ。）又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、資料作成等に必要となる費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア 履歴事項全部証明書（コピー可、提出日より3ヶ月以内のものに限る。）

イ 身分証明書（個人事業者に限る。契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないことの市町村の証明）（コピー可）

ウ 印鑑証明書（コピー可）

エ 未納の税額がないことの証明書（コピー可）

オ 3の（5）を証明する書類（パンフレット可）

カ 3の（6）を証明する書類（コピー可）

キ 3の（7）の付与認定等を証明する書類（コピー可）

ク 会社概要（任意様式）

※ 資格確認通知書の返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、110円切手を貼った長3号封筒を提出すること。

- (2) 上記（1）の書類は、令和8年3月6日（金）（午後5時15分必着。持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）までに提出すること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない。

- (3) 一般競争入札参加資格審査の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書により、令和8年3月13日（金）以降、入札者に対して通知する。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先

郵便番号 960-8670

住所 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎12階

福島県商工労働部 企業立地課

電 話 024-521-8523 (直通)

(2) 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和8年3月23日 (月) 午前10時

場 所 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎3階 西313会議室

6 入札書の提出方法等

(1) 入札者は、指定の入札書（様式2）により、上記5の（2）の日時及び場所において直接提出すること。

(2) 代理人出席の場合は、委任状（様式3）を、上記5の（2）の日時及び場所で提出すること。

(3) 入札書には、次の事項が記載されなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額（課税と非課税が混在している場合は、課税部分の100分の10相当）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税と非課税が混在している場合は、課税部分のみ110分の100相当）を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、名称及び代表者氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人として入札する場合の入札書には、入札者の住所、名称、代表者氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

エ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

(4) 郵送（書留郵便に限る。）により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に密封の上、当該中封筒及び外封筒に2（1）アに掲げた事項を記載し、外封筒には8（2）ア、ウに示す書類を同封のうえ、令和8年3月19日（木）必着で、6（5）に掲げる場所へ送付すること。なお、一度配達された入札書の金額の変更、辞退等は認めない。

(5) 入札書の送付先

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎12階
福島県商工労働部 商工総務課

電 話 024-521-7269 (直通)

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納め、又はその納付に代

えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

- (3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。(入札保証金納付免除申請書(様式4)に保険証書又は業務実績証明書を添付して、令和8年3月16日(月)午後5時15分までに、上記5の(1)に示す場所に提出すること。)
- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条による。

8 開札等

- (1) 開札は、上記5の(2)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、郵送提出者以外の入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
 - ア 入札参加資格確認結果通知書(入札者が写しを持参すること)
 - イ 委任状(代理人が出席する場合のみ)
 - ウ 福島県が発行する入札保証金に関する領収書(入札保証金を納付する場合。入札参加者が写しを持参すること。)
- (3) 開札は、入札者及びその代理人に立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場において再度の入札をするものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度の入札については棄権したものとみなす。

なお、6(4)により郵送によって入札書を提出した場合、直ちに再度入札を行うことができない場合は、別の日時を指定して再度入札を行う。
- (5) 再度の入札は、2回までとする。
- (6) 上記(5)による再度の入札においても落札者が決定しないときは、再度の入札の2回目で低価格の入札をした3者(入札者が3者未満の場合は、その入札をした者)による随意契約に移行する。その際は、見積書(様式5)に必要事項を記載して提出すること。

9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、仕様書等に関する質問書(様式6。以下「質問書」という。)により関係職員に説明を求めることができる。なお、質問書の提出期限は、令和8年3月6日(金)午後5時15分までとする。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合(談合)した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 上記アからエまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(6) 記名又は押印を欠く入札

(7) 金額を訂正した入札

(8) 誤字、脱字その他により意思表示が不明瞭である入札

(9) 同一人物が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

(11) その他、入札に関する条件又は福島県において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

(1) 入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

1 3 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について電話等をするので、電話等を必要とする者は発注者に申し出ること。

1 4 契約保証金

- (1) 落札者は、契約単価に上記2の(1)のウの業務従事予定時間数を乗じて得た金額の合計額に消費税相当額を加算した額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 落札者は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)により前項の契約保証金を納めるものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

1 5 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書(案)に記名押印し、落札決定の日から30日以内に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印又は電子署名したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書(案)を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

1 6 契約条項

福島県特別高圧電力利用事業者支援事業に係る受付等事務処理労働者派遣業務委託契約書(案)及び財務規則による。

1 7 委託業務の仕様等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問があるときは、次の要領で行うこと。

- (1) 質問書により書面で行うこととし、電話その他口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、原則として上記5の(1)に示す場所に郵送又はファクスにより提出することとし、送付の後電話で確認を取ること。
- (3) 質問書に対する回答は、仕様書等に関する回答書(様式7)によりファクスで質問者に回答するとともに、上記5の(1)に示す場所及び福島県商工労働部ホームページで閲覧に供する。
- (4) 質問の受付期間は、公告のあった日から令和8年3月6日(金)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)午後5時15分までとする。

18 派遣料金の支払

- (1) 派遣料金の支払は、1人1時間あたりの額に派遣労働者の実働時間を乗じて得た金額を月ごとに支払うものとする。

19 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、企業立地課（fukushima-ritihoyo@pref.fukushima.lg.jp）宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ/<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

20 その他

- (1) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について、入札前に説明を求めることができる。
- (2) 入札参加資格確認通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (4) 入札から落札者の決定までに入札者が上記3に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (5) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本入札説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とした本入札説明書の複写
 - ウ 第三者への本入札説明書複写物の配布